

議 案 第 5 5 号

新居浜市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

新居浜市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表新居浜市立若宮小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

新居浜市立若宮小学校を平成30年3月31日限りで廃校とするため、本案を提出する。